

議案第5号

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。